



人権教育、同和教育の充実に向けて

ようやく暑さも一段落してきました。夏季休業中には、多くの学校で人権教育、同和教育の研修が実施されたことと思います。また、この夏、下記の研修会が実施され、多くの方々が参加されました。参加された皆様は学んだことを所属組織にて伝達し、管内の人権教育、同和教育の一層の推進にご尽力いただきたいと思います。

○社会同和教育市町村巡回研修会【7月4日（土）長岡市、8月27日（木）湯沢町】

社会同和教育研修会は、同和問題及び社会同和教育の正しい理解を深め、差別解消に向けた実践を促すために、昭和54年度から実施されています。

長岡会場では、武蔵野大学名誉教授の佐藤佳弘様から「インターネットと人権侵害～被害者にも加害者にもならない努力～」と題したご講演をいただきました。ネットを悪用した犯罪やトラブルについて最新の情報や気を付ける点を知る機会となりました。ネットに潜む危険を再認識するとともに、日々知識を更新していくことの必要性を実感しました。

湯沢町会場では、新潟工科大学非常勤講師の秋山正道様から「部落差別のルーツを探る」と題したご講演をいただきました。被差別部落の人々が担ってきた社会的な役割等を丁寧に解説していただきました。講演後の小グループによる意見交流も前向きかつ活発な話し合いでした。その中で地域住民の方から「同和問題や部落差別について、初めて聞くことが多かった。」という声が聞かれました。今後一層、学校において人権教育、同和教育の充実を図っていくことの重要性、必要性を実感する機会となりました。

○第33回新潟県同和教育研究集会【8月4日（火）村上市】

「新潟県における部落差別の現実から深く学び、被差別の立場にある子どもや保護者、地域と深くかかわる同和教育を進めよう」のテーマのもと、第33回研究集会が開催されました。全体講演では、滋賀県立大津清陵高等学校 通信部 講師の加藤健一様から「進路保障を考える」と題したご講演をいただきました。ご自身の教員経験をもとに、「『進路保障は同和教育の総和』であり、『進路保障は教育の総和』である。」と語られ、進路保障の重要性について力強くお話いただきました。子どもたちの未来のために、今私たちにできることは何かを考える機会となりました。

中越教育事務所学校支援第2課では、人権教育、同和教育に関する講話や研修を行っています。人権週間や冬季休業等での活用等、要請訪問の希望があれば下記担当までご連絡ください。
(要請訪問担当：平野 電話 0258-38-2651)

今一度、確認をお願いします ～教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを～

- ☐ 授業において、一人一人が大切にされている授業づくりに取り組んでいますか。
- ☐ 互いのよさや可能性を認め合える仲間づくりを行っていますか。
- ☐ 学校・教室が児童生徒にとって安心して過ごせる場所になっていますか。特に言語を媒体として偏見や差別意識が生まれたり、顕在化したりすることがないように言語環境を整えるように努めていますか。

令和8年度 全国学力・学習状況調査の結果から

「令和8年度 全国学力・学習状況調査」の結果等が順次公表されています。今年度は国語、算数・数学とともに、3年ぶりに中学校で英語（CBT方式）が実施されました。各学校で児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てていくことが求められています。以下に国立教育政策研究所HPに掲載されている「令和8年度 全国学力・学習状況調査報告書」等を参考に平均正答率・平均IRTスコア、各教科のポイントを概観します。

1 教科に関する調査結果に関わって

	小学校		中学校		
	国語	算数	国語	数学	英語
県（公立）	58	55	62	54	482
全国（公立）	60.9	56.4	63.9	57.0	499



令和8年度全国学力
学習状況調査の結果
県報道発表資料



国立教育政策研究所
NIER
National Institute for Educational Policy Research

以下の表は、各教科の「報告書」に示された正答率が低かった問題の情報の一部をまとめたものです。

教科	問題番号	評価の観点	出題の趣旨	指導改善のポイント（一部抜粋）
小国	2四	思判表	引用して、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること	引用する目的を明確にした上で、本や文章などから必要な語句や文を抜き出して書くこと。
中国	4二	知技	語句の辞書的な意味を踏まえ、文脈上の意味を捉えること	語句の辞書的な意味を踏まえ、文脈における意味を具体的かつ個別的に捉えること。
小算	4(3)	知技	二次元の表から、条件に合う数を読み取ること	目的に応じて統計的に解決可能な問題を設定し、観点を決めてデータを収集、分類整理し、適切な表やグラフを選んで表現したり、読み取ったりできるようにすること。
中数	9(3)	思判表	データの傾向を的確に捉え、判断の理由を度数分布多角形の特徴を基に説明すること	二つの集団のデータの分布の傾向を比較してその特徴を捉え、数学的な表現を用いて説明する活動を取り入れること。
中英	18	思判表	日常的な話題について、事実や自分の考え、気持ちなどを整理し、まとまりのある内容を話すこと	聞き手に伝わるように、1つのテーマに沿った発表をしたり、内容に一貫性があるスピーチをしたりするなどまとまりのある内容を話すこと。

2 質問調査結果に関わって

児童生徒質問と学力のクロス分析において、学習指導要領の趣旨に注目すると以下のような結果が見られました。

主体的・対話的で深い学びの視点

「課題解決に向けて自分から取り組んでいる」「授業で工夫して発表している」「学んだことを生かしながら考えをまとめている」と考える児童生徒ほど、各教科の正答率・スコアが高い傾向が見られました。

主体的な学習の調整の視点

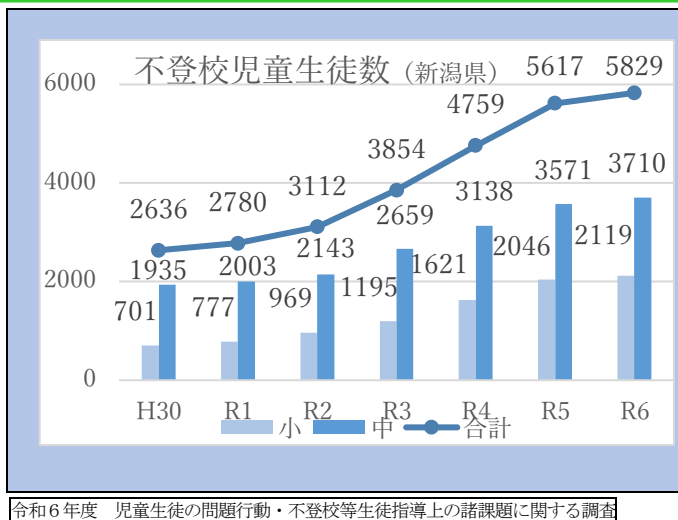
「自分で学び方を考え、工夫することができている」「よく分からなかった点等を見直し次の学習につなげている」「学習の計画の立て方や学び方が分かる」「自分が理解したか、何が分かっているか確認するために学習したことを振り返っている」と考える児童生徒の方が、各教科の正答率・スコアが高い傾向が見られました。

このことから、各教科の課題を解決するためには、日々の授業で上記の視点に沿った場面を設定することが重要です。その他の結果の分析も、指導改善や学習状況の向上等につなげるため、調査問題の内容やポイントが示された「報告書」や「解説動画」（国立教育政策研究所HPに掲載）を積極的に活用し、各校での取組の一層の充実を図ってください。また、授業改善の一助として中越教育事務所の要請訪問もご活用ください。

生徒指導（不登校の現状と支援について）

1 不登校の現状

文部科学省の調査によると、令和6年度の全国の小・中学校で不登校状態にある児童生徒数は353,970人で、12年連続の増加、過去最多となっています。新潟県も右図のとおり、年々増加しており、令和6年度の不登校児童生徒数は小学校2,119人、中学校3,710人、合計5,829人で、前年度より212人増加しています。不登校は、本県の喫緊の課題となっています。



2 不登校への支援

2016年に成立した「教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)」では、不登校は多様な要因や背景によって結果として生じていることから、その行為を「問題行動」と判断してはならないことが示されました。児童生徒の心情に寄り添い、共感し、思いや考えを受け止めることが大切です。

2019年の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では不登校支援において「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指す必要があることが示されています。最も大切なことは、不登校児童生徒が、自分らしく、自分が得意とすることを生かすことができる術を身に付けるための支援です。不登校児童生徒に対して、不適応を感じている集団に適合させるための訓練をさせていくより、「自分自身と向き合い、好きなことや得意なことを見つけ、さらに磨いていくこと」や、「互いの違いを認め合い尊重しながら関係を築くこと」が一層求められます。不登校対策委員会、校内ケース会議等を開催し、アセスメントに基づいた「チーム学校」による組織的支援をお願いします。なお、文部科学省、県教委が示す不登校対策、支援の在り方等について、参考となる資料を以下に紹介します。



3 重層的で切れ目ない不登校対策事業

県教委は以下の事業を通して「すべての児童生徒が学校や教室の学びにつながる」姿を目指します。

- (1) 不登校対策カウンセラー（F S C）活用事業
- (2) 不登校対策スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業
- (3) 校内教育支援センター（S S R）支援員配置事業
- (4) 不登校・いじめの未然防止に向けた指導資料開発事業
- (5) 不登校担当教員の任命と非常勤講師配置事業（高校）
- (6) 幼保小架け橋期の教育の質向上事業



教科教育専門監の活動紹介

本年度、中越地区では県教育委員会が認定した教科教育専門監（以下、専門監）17名（国語3、算・数2、社会4、理科1、英語3、道徳4）が活躍しています。

訪問要請があった学校では、「初任者研修のOJT研修」「教職2・3年次研修の校内研修」「学年部、教科部が一人の先生の支援」等、幅広く支援を行っています。「市町村教委主催の研修会講師」「小・中学校の教育研究会との連携」等の学校以外の要請も増えています。

さて、2年目までの専門監が企画し、授業を公開する『授業力向上研修会』は、「深い学び」を生み出す授業の在り方について学ぶ研修会です。10月以降の開催予定は以下の表のとおりです。詳細につきましては、開催日の1か月程前に案内が各専門監の支援対象エリアを中心に配信されます。ぜひ、参加をご検討ください。また、授業公開に関しては各種研修会や訪問先の学校での示範授業に加え、専門監が自らの所属校で日頃行っている授業を参観することを通して進める研修も実施しており、支援内容は多岐にわたっています。

【10月以降開催予定の「授業力向上研修会」】

教科	期 日	専門監	会 場
英語	10月 9日(金)	石澤 彩	十日町市立中条中学校
社会	11月18日(水)	明田川貴俊	柏崎市立瑞穂中学校
国語	11月24日(火)	阿部 伸彦	三条市立本成寺中学校

※「授業力向上研修会」の申込みは「Plant」からとなっています。ご不明な点は中越教育事務所までお問い合わせください。

管理手帳 私傷病休暇の時間取得についての注意！

管内の学校を訪問させていただき、諸表簿点検を実施する中で、私傷病休暇の時間取得について不適切な取得事案が散見されます。私傷病休暇の時間取得における要件は厳しく限定されたものとなっています。

◆私傷病休暇の時間取得における留意事項

○概ね4時間以内を目安とすること

4時間以内を目安とするのであれば、「時には5時間は認められる」と安易に解釈せず、特別な場合は所属長を通じて市町村教委や教育事務所に相談しましょう。

○私傷病休暇+他の休暇の組合せは原則認められない

私傷病休暇の時間取得は、残りの時間は通常通り勤務可能であることが前提に認められるものです。途中で出勤を挟み、他の休暇と組み合わせる際は都度ご相談ください。



◆私傷病休暇の時間取得が認められる要件は3種類

①人工透析、予後観察、リハビリ等（中略）定期的に通院を継続する必要がある場合

②眼科治療、外科治療等、（中略）定期的に通院を継続する必要がある場合

③発熱等の突発的な病気又は負傷により（中略）受診し又は休養する必要がある場合

原則は通院や受診の場合に認められます。休養が認められるのは突発的な発熱や腹痛等で休養するケースのみです。頻繁に繰り返す場合は突発的ではなく、慢性疾患の疑いがあり、その場合は必要に応じて受診し診断書の提出が必要となります。慢性疾患なら取得要件は満たしません。

また、取得の際「体調不良」とだけ記載しているケースも多いです。時間取得は限定された要件を満たした場合のみ許可できます。詳細な疾患名を記載できない場合、管理職は取得者の状況を確実に把握しておいてください。遑って、年次有給休暇に振り返る事案も発生しています。許可を行う管理職も丁寧な確認をお願いします。